

# 令和4年度予算見積調書

課室名：少子政策課

担当名：手当・ひとり親家庭支援担当

内線：3337

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B218	児童扶養手当給付費		一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	児童扶養手当給付費		
事業期間	昭和60年度～	根拠法令	児童扶養手当法第4条、第21条（義務）			針路	02 県民の暮らしの安心確保	SDGsゴール	1
					分野施策	0206 生活の安心支援	SDGsターゲット	1-1, 1-2, 1-3	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童の家庭安定と福祉の向上を図る目的で児童扶養手当を給付している。</p> <p>(1) 児童扶養手当給付費 1,715,163千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 児童扶養手当の支給要件 1,715,163千円 次のいずれかに該当する18歳の年度末（3月31日）までの児童又は20歳未満で障害のある児童を監護（養育）している父、母又は養育者で、申請者や児童が日本国内に住所を有しない等支給できない要件に該当せず、かつ、所得が一定未満であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・父又は母に一定の障害の状態がある児童</li> <li>・父又は母が死亡した児童</li> <li>・父又は母に1年以上遺棄されている児童</li> <li>・母が婚姻によらないで出産した児童</li> <li>・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> <li>・その他父又は母と生計を同じくしていない児童（拘禁、生死不明等）等</li> </ul> <p>イ 児童扶養手当の月額（令和3年度）</p> <p>1人目・・・父、母又は養育者の所得により 43,160円（全部支給）、43,150～10,180円（一部支給）</p> <p>2人目加算・・・10,190円（全部支給）、10,180～5,100円（一部支給）</p> <p>3人目以降加算・・・1人につき6,110円（全部支給）、6,100～3,060円（一部支給）</p> <p>(2) 事業計画 児童扶養手当支給日 年6回 令和4年5月（3月～4月分支給）、7月（5月～6月分支給）、9月（7月～8月分支給）、11月（9月～10月分支給）、1月（11月～12月分支給）、3月（1月～2月分支給） 各月11日（土曜日、日曜日、又は祝日の場合はその直前の平日）</p> <p>(3) 事業効果 支給対象者（町村分のみ）の推移（各年度7月末）</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>県（町村部） 児童扶養手当（国1/3・県2/3）</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>普通交付税（単位費用） （区分）社会福祉費（細目）2児童福祉費 （細説）(7)児童扶養手当及び母子寡婦福祉対策費</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.0人=9,500千円									
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
予算額		国庫支出金							
決定額	1,715,163	571,721					1,143,442	△93,889	
前年額	1,809,052	603,017					1,206,035		